

令和 2年 9月26日

四街道市立公民館利用団体責任者様

四街道市教育委員会

社会教育課長 真田 裕之

四街道市立公民館の10月1日からの利用について

秋分の候、利用団体責任者の皆様におかれましては、日頃より公民館の運営等に関して、多大なご支援・ご協力、誠にありがとうございます。

さて、市内の3公民館では、8月6日（木）よりカラオケに準ずる「声」を出すサークル活動については利用を制限して開館してまいりましたが、カラオケ以外のサークル活動については、10月1日（木）より活動内容に応じた対策（別紙「四街道市立公民館 利用目的ごとの利用条件一覧表（令和2年10月1日現在）」参照）を講じた上でのご利用が可能となります。また、2時間（1コマ）の時間制限についても解除いたします。

今後も感染拡大防止のため、下記の同封資料をご理解いただき、適切な利用をお願い致します。

【同封書類】

- ・四街道市立公民館 利用目的ごとの利用条件一覧表（令和2年10月1日現在）

【問合せ先】	四街道公民館	043（422）2926
	千代田公民館	043（422）4151
	旭公民館	043（432）6371